⑼　登録施設介護サービス計画費及び特例登録施設介護サービス計画費について、一定以上の所得を有する要介護被保険者に係る登録施設介護サービス計画費等の額、高額介護サービス費の支給等に関し、居宅介護サービス費等に準じた規定を設ける。（第四十九条の二～第五十一条関係）

⑽　市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち第６の４⑹の登録有料老人ホームにおける居室において支援を受けるもの（以下「登録施設要支援被保険者」という。）が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る登録施設介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者から当該指定に係る登録施設介護予防支援事業を行う事業所により行われる登録施設介護予防支援（以下「指定登録施設介護予防支援」という。）を受けたときは、当該登録施設要支援被保険者に対し、当該指定登録施設介護予防支援に要した費用について、登録施設介護予防サービス計画費を支給するものとする。（第五十九条の二第一項関係）

⑾　登録施設介護予防サービス計画費の額は、指定登録施設介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定登録施設介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定登録施設介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定登録施設介護予防支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とするものとする。（第五十九条の二第二項関係）

⑿　⑽及び⑾のほか、登録施設介護予防サービス計画費の支給に関する事項について、介護予防サービス計画費の支給に係る規定に準じた手続等に係る規定を設ける。（第五十九条の二第三項～第八項関係）

⒀　市町村は、次に掲げる場合には、登録施設要支援被保険者に対し、特例登録施設介護予防サービス計画費を支給するものとする。（第五十九条の三第一項関係）

イ　登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、指定登録施設介護予防支援の事業に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数並びに指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準（ロにおいて「指定登録施設介護予防支援の事業に係る基準」という。）のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下「基準該当登録施設介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

ロ　登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援及び基準該当登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定登録施設介護予防支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（ハにおいて「特定地域登録施設介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

ハ　指定登録施設介護予防支援、基準該当登録施設介護予防支援及び特定地域登録施設介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援、基準該当登録施設介護予防支援及び特定地域登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

ニ　その他政令で定めるとき。

⒁　⒀のほか、登録施設介護予防支援について、介護予防支援に準じた改正を行う。加えて、特例登録施設介護予防サービス計画費の支給について、特例介護予防サービス計画費の支給に係る規定に準じた規定を設けるとともに、特例登録施設介護予防サービス計画費の額は、当該登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定めるものとする。（第五十九条の三第二項～第八項関係）

⒂　登録施設介護予防サービス計画費及び特例登録施設介護予防サービス計画費について、一定以上の所得を有する要支援被保険者に係る登録施設介護予防サービス計画費等の額、高額介護予防サービス費の支給等に関し、介護予防サービス費等に準じた規定を設ける。（第五十九条の四～第六十一条関係）

⒃　登録施設介護支援事業を行う者の指定について居宅介護支援事業を行う者の指定に準じた規定を、登録施設介護予防支援事業を行う者の指定について介護予防支援事業を行う者の指定に準じた規定を、それぞれ設ける。（第八十五条の二～第八十五条の十、第百十五条の三十一の二～第百十五条の三十一の九関係）

⒄　登録施設介護支援事業を行う者又は登録施設介護予防支援事業を行う者について、それぞれ指定登録施設介護支援事業者又は指定登録施設介護予防支援事業者としての指定を受けたときは、当該指定を受けた時に、当該指定に係る事業を行う事業所について指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者としての指定を受けたものとみなすものとする。ただし、当該指定登録施設介護支援事業者又は指定登録施設介護予防支援事業者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでないものとする。（第八十五条の十一第一項、第百十五条の三十一の十第一項関係）

⒅　その他所要の改正を行う。

17　その他所要の改正を行う。

第３　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

１　国及び都道府県の責務に関する事項

第２の１に準じた改正を行う。（第二条第二項第五号、第三項第二号関係）

２　特例介護給付費及び特例訓練等給付費並びに特例計画相談支援給付費の対象となるサービス類型の新設に関する事項

⑴　特例介護給付費及び特例訓練等給付費並びに特例計画相談支援給付費の対象となるサービス類型の新設について、第２の６⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第三十条第一項第三号、第五十一条の十八第一項第二号等関係）

⑵　市町村は、療養介護に係る特例介護給付費の支給決定を受けた障害者が、⑴により新設するサービス類型に係る障害福祉サービスを提供する事業所又は施設から療養介護医療を受けたときは、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、特定地域療養介護医療費を支給するものとする。（第七十一条第二項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

３　市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の見直しに関する事項

⑴　市町村障害福祉計画について、第２の14⑵に準じた改正を行う。（第八十八条第三項第三号～第五号関係）

⑵　都道府県障害福祉計画について、第２の14⑸（ハに係る部分に限る。）に準じた改正を行う。（第八十九条第二項第五号、第六号関係）

⑶　都道府県障害福祉計画について、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。（第八十九条第三項第二号、第三号関係）

イ　地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資するために講ずる措置に関する事項

ロ　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資するために講ずる措置に関する事項